

南越前地区活性化計画

福井県・福井県南条郡南越前町

平成22年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	南越前地区活性化計画			
都道府県名	福井県	市町村名	南越前町	地区名(※1)

目標 : (※3)

南越前町総合計画のまちづくりプロジェクトのひとつに「みんなが生きいきと働くまちづくり」を掲げ、農林水産基盤の整備充実を図り生産効率の向上とともに、担い手の育成・確保や効率的な経営の育成により経営基盤の強化を図ることとしている。また、農林水産物を使った特産品のブランド化や流通ルートの開拓により収益構造の向上を支援している。さらに、地産地消の推進により、地場産物の地域内消費を積極的に進めている。

このように地域の基幹産業である農林水産業の振興を図り、南越前町総合計画の基本理念である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現を目指す。

具体的な計画として、受益地97haに農業用排水施設7,710mを整備するとともに、暗渠排水4.2haを整備することにより、営農条件を整え、継続的な農地利用を確保し、中山間地域における耕作放棄地の解消による農地保全に加え、定住促進を図る。

目標設定の考え方

地区的概要:

南越前地区は、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、北は、越前市、越前町と池田町、東および南は岐阜県・滋賀県、西は敦賀市と日本海に接する。総面積は343.84km²を有し、山林が約92%を占める。田倉川や鹿蒜川などが合流した日野川が地区の中央を南北に流れ、河川沿いに田園が広がる。地形は極めて急峻で海岸部は標高差200~300m平均斜度35度の甲楽城断層と呼ばれる断層海岸で「越前加賀海岸国定公園」にも指定されており、冬は海岸線一帯に、可憐で清楚な越前水仙が咲き誇る。気候は、平野部と山間部、海岸部で大きく異なり、平野部は内陸型で平均気温が14℃前後であるが、山間部は寒暖の差が激しく、県下有数の多雪地帯で昭和51年には特別豪雪地帯に指定されている。一方、海岸部は対馬海流の影響により平均気温が15℃前後の温暖な気候で降雪量もほとんどない。

基幹産業である第1次産業のうち農業は、圃場整備された田園で稻作を中心に「花はす」や「そば」などが栽培されているほか、海岸部においては、「梅」、「水仙」が栽培されている。

しかし、山間部における農地の集約、集団化が難しいことや、担い手の高齢化、農産物の輸入自由化など近年の農業を取り巻く環境の変化により、農業産出額は減少傾向にある。

現状と課題

南越前地区の基幹産業である農業は先人たちが培った肥沃な農地と圃場整備と用排水路への投資により生産性は飛躍的に向上し、地域農業の振興に寄与した。しかしながら、経年劣化による設備損傷等や、農業従事者の著しい高齢化の進行と、担い手農家の確保に難航していることから、経営耕作面積の減少に加え、耕作放棄地が増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、認定農業者に対する積極的な支援に加え、集落営農組織の設立促進に対しても財政支援を行い、当該地区における担い手育成と併せて作業省力化に資する農業生産基盤施設の整備が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

更新時期を迎えて用排水路の整備を行い、漏水の解消や排水能力の向上を図ることにより、湿田を解消し、持続的な営農を目指す。

こうした取り組みにより、農地の利用集積率の向上を図るとともに、営農がしやすい状況を確保し、営農者の定住につなげる。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
南越前町	南越前地区	基盤整備(暗渠排水)	南越前町	有	イ	
南越前町	南越前地区	基盤整備(農業用排水施設)	南越前町	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

南越前地区(福井県南条郡南越前町)	区域面積 (※2)	34, 384ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積は343.84km ² であり、その内92%が山林で占めており、残り27.5km ² の山林以外の土地のうち、約43%が農地(11.8km ²)で占めている。 また、人口においては、地区全体の総世帯数3,542戸のうち農家世帯は997戸で約3割の世帯が農業に従事しており、当該区域において農業は重要な基幹産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該区域における農家人口は、減少(平成12年5,315人⇒平成17年4,226人)していることに加え、農業従事者の高齢化の進行が顕著である。 将来にわたり農地保全および耕作放棄防止に資する作業省力化と、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、コスト削減に努めることが必要である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は、全て農地であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの	土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		土地所有者			土地所有者			
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名	住所	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

○本計画区域の農地集積率の向上 : 56.9%（現況） → 61.1%（計画期間終了翌年度）

活性化計画の目標については、計画期間終了翌年度に地域協議会等を活用し、集積状況を把握する。

○定住目標 現況 : 12,061人（平成21年11月現在） → 計画期間終了翌年度 : 現況定住人口数の維持。

定住の目標については、計画期間終了翌年度に、南越前町にて区域内の農業就業人口の状況を把握する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。（併せて、地番等による表示を記述すること）
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。